

### 【5 肢択一式問題サンプル】

罪刑法定主義に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 罪刑法定主義は、イギリスのマグナ・カルタにその淵源を求めることができ、その後、フランス人権宣言等で明文化されたが、近代の全体主義的な国家においてこの原則は軽視されがちであり、ナチス時代のドイツ改正刑法は罪刑法定主義の一内容である類推解釈の禁止を定めているにすぎなかった。
- 2 罪刑法定主義は、わが国の刑法典では、明文上規定されておらず、また、その他の法令においても、根拠規定と解されるものが存在しない。
- 3 類推解釈は法解釈の方法として一般に認められるが、刑法上は、刑罰法規を逸脱して恣意的に刑法を適用することは個人の自由を侵害することになるので、原則として禁止される。もっとも、判例上、被告人にとって有利な方向での類推解釈については許容されている。
- 4 罪刑法定主義の派生原則には、たとえば「.....した者は刑に処する」というように、刑種と刑量とともに法定しない絶対的不定刑の禁止の原則も含まれるが、「.....した者は懲役に処する」といった刑種だけを法定する場合には、罪刑法定主義の最低限の要請を満たす以上、この原則に反しない。
- 5 罪刑法定主義の派生原則である慣習刑法排除の原則は、法令に根拠を有しない慣習および条理を基に犯罪の成立を認めて刑罰を科すことを禁止しているから、刑罰法規の解釈や違法性の判断等に関して、慣習・条理が刑罰法規の補充的機能を持つことも許されないとする。